

<p>国名</p>	<p>アルゼンチン</p>
<p>公的年金の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">税財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業・個人年金</div>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者◎ ・自営業，家族従業者◎ ・協同組合組合員 (cooperative members)，組合専従者，僧侶△ ・専業主婦△ ・軍隊，警察軍および特定の自治体の公務員については適用除外がある。
<p>保険料率 (2008年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者については，11%の保険料率が適用され，保険料がかかる収入の上限が存在する。また，雇用主については，給与支払い総額に対し10.17%もしくは12.17%保険料負担となる (雇用主については，16%の保険料率となる)。なお，保険料率には老齢年金以外の社会保険料も含まれる。 ・自営業者については，申告所得により月当り14ペソから648ペソの保険料が賦課される。
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢は男性で65歳，女性60歳であるが，30年以上の拠出期間が必要となる。 ・70歳以上の高齢者については，所得制限がある非拠出制年金がある。
<p>基本受給額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年2月5日クリスティーナ大統領は，5月より最低年金を11.31%引き上げて月額2,757ペソにすると発表。2月5日の公式レートで1ドル=8.02ペソ
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金については，賃金に対して一定水準の掛け率を用いた年金モジュールを算出し，その2.5倍の金額が基本の受給額となる。また，保険料の納付期間が30年以上最大45年まで1年ごとに1%が加算される。 ・被用者については1994年の7月より前に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%として補償年金 (Compensatory pension) として加算される。 ・同じく1994年の7月以降に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%として付加年金 (Additional pension) として加算される。
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金が存在し，所得再分配機能を有する。
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式がとられている。
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部税による財源が用いられている。
<p>年金制度における最低保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出制年金の合計額の最低額が設定されている。
<p>無年金者への措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税による非拠出制年金が存在する。 ・また，年金モラトリアムが政令で公布され，保険料支払いが30年に達しない人についての救済措置がとられている。
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年に民営の積み立て方式の年金制度を選択できるよう制度改正が行われたが，2008年に再び国有化された。

アルゼンチンの年金制度

宇佐見耕一（同志社大学グローバル地域文化学部教授）

1. 制度の特色

アルゼンチンでは1950年代に被用者および自営業者を含んだ全勤労者を対象とした賦課方式の年金制度が制定された。しかし、実質的にはフォーマルセクターの被用者がカバーされ、広範なインフォーマルセクターの勤労者は年金制度にカバーされていなかった。賦課方式による公的年金制度は、年金財政赤字等の諸問題により1990年代に一部民営化された。その後2001年経済危機を契機として成立した左派政権により、2008年に一部民営化された年金制度は再度国有化され、保険料未納者への対策も拡充しつつある。2015年12月に中道左派政権から中道右派政権への政権交代があったが、2008年に制定された枠組みに変更はない。

2. 沿革

第二次世界大戦前後から職域別に整備されてきた年金制度は、その後統合がすすみ、被用者、公務員、自営業者向けの賦課方式年金を核とする制度が1960年代末までに完成した。それは制度的には全勤労者を対象としたものであったが、実質的にフォーマルセクターの被用者が中心であり、年金受給率も1980年代に60%となってから頭打ちとなっていた。それは、広範なインフォーマルセクターが年金制度に実質的に参入できず、また自営業年金制度の保険料未納率が高かったためである。

1980年代のラテンアメリカは「失われた10年」とよばれる経済危機の最中にあり、アルゼンチンも深刻な経済危機に見舞われた。年金財政も寛容な給付基準、保険料未納の拡大や基準所得の不正申請などにより赤字化していった。1990年代になると経済危機への反省から広範な公営部門の民営化が進行し、年金制度の民営化議論が活発化していった。

1994年に年金制度は改正され、賦課方式の公的共通基礎年金に、過去の保険料支払い履歴を反映した補償年金、それに加入者が賦課方式の公的付加年金か民間積立方式を選択できるように制度改正がなさ

れた。民間積立方式選択者は、個人の年金口座に保険料を積立て、退職後にその口座の残高より年金を受給することとなった。さらに民間積立方式を選択したものは、年金基金運用会社も選択出来ることとなった。政府の様々な誘導措置もあり、民間積立方式を選択するものが70%を越え、年金制度の加入率自体も向上した。

年金の民営化の狙いは、資本市場の活性化というマクロ的目的の他に、保険料支払いと受給がリンクすることによる未納率の低下や民営化による制度の効率的運営が期待された。しかし、民営化後も未納率は改善せず、経済状況の悪化によりそれはむしろ拡大していった。また、年金基金運用会社の高額な手数料も問題となった。そしてなにより、年金の賦課方式から積立方式への転換は、当面の年金支払いを財政が負わざるを得なくなるという賦課年金債務問題による財政の悪化をもたらした。

こうした状況の下、2001年にアルゼンチンでは再び経済危機が起こり、当時新自由主義政策を継続していた政権が民衆の抗議のなか崩壊し、暫定政権を経て2003年にキルチネル・ペロン党政権が成立した。同政権は、反新自由主義を明確に表明する左派政権で、1990年代に民営化された企業の再国営化を部分的にすすめ、経済過程に対する国家の介入を強化する傾向にあった。そのような中で2004年に年金モラトリアム法が施行され、年金未納者も年金を受給できるようになった。さらに2007年にはキルチネル大統領の夫人クリスティーナが大統領に当選し、キルチネルの左派路線が継続されている。そのクリスティーナ政権により2008年リーマンショックに端を発した世界同時不況の最中、一部民営化された年金制度の再国有化が断行された。その結果、アルゼンチンの年金制度は公的賦課方式の制度となっている。2015年12月には中道右派のマウリシオ・マクリ・ブエノスアイレス市長が大統領選挙で勝利し、中道右派政権が誕生した。マクリ政権は、中道左派政権期に定められた経済規制を矢継ぎ早に緩和する政策をとったが、年金制度は2008年改革時の制度が維持されている。

3. 制度体系の概要

(1) 公的賦課方式年金制度

現在の拠出制公的年金制度は、1994年に公布された法律24241号が基本となっている。それを基に、2007年の再国有化法により民営部分を賦課方式に再統合したものが現在の制度である。年金の種類としては第一に老齢年金があり、それは共通基礎年金（PBU: *Prestación Básica Universal*）、1994年改革以前の保険料納付率に応じた補償年金（PC: *Prestación Compensatoria*）、そして保険料納付期間と金額に応じた付加年金（PAP: *Prestación Adicional por Permanencia*）から構成される。第二に障害年金があり、障害の程度は医師による委員会決定される。第三に遺族年金があり、配偶者や18歳以下の子等が受給対象者となる。

(2) 非拠出制年金制度

社会保険方式の年金に対して、社会開発・環境省所管の全額税を財源とした非拠出制年金がある。非拠出制年金には、老齢年金、障害年金、7人以上の子を持つ母を対象とした年金、議会で認められた年金、特別法による年金がある。非拠出制の老齢年金、障害年金、多子年金を受給する条件は、貧困状況にあり財産を持たず他の社会保障を受給していないことが条件となっている。また、非拠出制老齢年金の支給年齢は、拠出制年金よりも遅く70歳となっている。非拠出制年金の受給者はキルチネル・クリスティーナ政権下で増大しており、2003年の受給者が約32万人であったのに対して2008年には約69万人に達している¹⁾。

4. 給付算定方式

アルゼンチンでは、18歳以上の勤労者はアルゼンチン統合年金システム（*Sistema Integrado Previsional Argentino*）に強制加入することになっている。年金受給の条件は、30年間の年金保険料納入をすることであり、受給年齢は女性60才、男性65才となっている。保険料は被用者の場合、給与の一定割合を被用者11%と雇用者16%の比率で納入し、自営業者の場合は利益の27%を納入する。

共通基礎年金は毎年算出される年金モジュール80

ペソの2.5倍であり、2010年では200ペソとなっている。また、保険料の納付が30年以上最大45年まで1年ごとに1%が加算される。補償年金は被用者の場合、保険料の支払いの基準となるインフレ調整済み賃金の退職前120ヶ月分平均額を1年につき1.5%加算し、最大35年分まで加算される。付加年金は、補償年金と同様の方法で毎年1.5%分加算される。年金モジュールは、賃金に対して一定水準の掛け率を用いた保険料を基本としている。そのため、年金支給額は賃金に対してスライドしていることになる。

受給には保険料の30年間納付という厳しい条件を課しているため、経済状況の悪化の下で失業率の拡大やインフォーマル部門の増大により年金のカバー率は低下傾向にあった。そのため年金モラトリアムが政令で公布された。年金モラトリアムとは、既に年金受給年齢に達しているが保険料支払いが30年に達していない人に対して実施される救済措置で、2年分の支払い義務を1年とし、年金を手続き終了後に支給するというものである。モラトリアム参加者には、最初の1ヶ月分の保険料を納付すると年金が受給される。未払い分の保険料は分割で支払うことになる。他方、2001年経済危機による経済情勢の悪化に伴い、30年の保険料を納付済みであれば被雇用者は規定の年齢以前に年金を受給できることとなった。

障害年金は、身体機能が三分の二以上喪失して退職した場合に基本給与の70%から50%が支給される。支給率は、退職前の保険料納付の状況により決定される。遺族年金は、子供のいない配偶者または同棲者に対して基本給与の70%が支給される。子供がいる場合は、所定年金の50%が配偶者または同棲者に支給され、残りの50%が残された子供で等分される。

5. 財政方式

年金財政方式は賦課方式であることから、被用者、雇用者および自営業者の支払う保険料が最大の財源となっている。保険料の基礎となる所得は、法律24241号の6条に規定されており、給与、賞与、手数料、チップ等々と種目が列挙されている。また、保険料の徴収は、他の社会保険料とともに連邦徴税局（AFIP: *Administración Federal de Ingresos Públicos*）により徴収される。そこのホームページ

表1 国立社会保障機構の財政 2009年6月(単位:100万ペソ)

収入	42,148.10
保険料	29,742.70
税	12,043.30
その他	362.10
支出	41,319.30
年金	34,025.40
家族手当・失業手当等	6,283.00
事務経費	1,010.90

出所：<http://www.anses.gob.ar/default.php> 2010/05/25閲覧。

表2 賦課方式年金受給者数(人)・平均年金額(ペソ)

	年金受給者	遺族年金受給者	年金受給者合計	平均年金額	平均遺族年金額	平均額
2006年12月	2,290,065	1,252,405	3,542,470	591	547	575
2007年12月	3,245,621	1,254,535	4,500,156	722	701	716
2008年12月	3,462,576	1,272,295	4,734,871	836	810	829

出所：<http://www.anses.gob.ar/default.php> 2010/05/25閲覧。

為替レート：2006/12 1ドル=3.07ペソ，2007/12 1ドル=3.15ペソ，2008/12 1ドル=3.45ペソ

において、各納税者は自己の社会保険料（雇用者負担の保険料も含めて）の納付状況の確認が可能となっている。こうした保険料に加えて、所得税の一部、個人不動産税、燃料税の一部、付加価値税の一部およびたばこ税の一部も年金の財源となっている。この他、2008年に民間年金を国有化し、政府は民間年金基金運用会社に積み立ててある個人年金を国立社会保険機構に移し、その資金は、公的賦課方式安定化基金（Fondo de Garantía de Susutentabilidad del Régimen Previsional Público de Reparto）に編入された。

表2は、2006年から2007年にかけての賦課方式年金受給者の推移と平均年金額を示したものである。アルゼンチンでは、通常老齢年金のことを年金（jubilación）と呼び、遺族年金をペンション（pension）と呼んで、呼称上これらを区別している。両者の平均年金額は2006年が547ペソ（191.0ドル）から2008年には810ペソ（234.8ドル）に上昇している。これは、キルチネル・クリスティーナ政権において年金のカバー率拡大政策が採られるとともに、年金の支給額自体を引き上げ高齢者の生活を安定させようとした結果である。2015年末に発足したマクリ中道右派政権は、2016年2月に同年3月からの最低年金を4,959ペソ、最高年金を36,330ペソに引き上げると発表した³⁾。2016年2月26日の公定レートは、1ドル15.6ペソであり、最低年金は3月より317.9ドルということになる。

6. 制度の企画・運営体制

2008年に民間年金が再国営化されるまでは、公的賦課方式年金制度は国立社会保険機構（ANSES: Administración Nacional de Seguridad Social）が企画・運営し、民間年金部分は年金基金運営会社（AFJP: Administradora de Fondos de Jubilaciones y Pensiones）が運営し、年金基金運営会社監督機構（Superintendencia de AFJP）が監督していた。それが、2008年に再国営化されると全年金システムが公的賦課方式となり、国立社会保険機構により企画・運営されている。ちなみにスペイン語で社会保障（seguridad social）と言う場合、社会保険を意味することが多く、国立社会保険機構もその例に当たる。国家社会保険機構は、年金の他に失業保険や家族手当の運営も行っている。組織上国家社会保険機構は、労働・雇用・社会保障省（Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social）の社会保障局（Secretaría de Seguridad Social）の監督下にある。他方、非拠出制年金は社会開発・環境省が企画と運営に当たっている。

7. 最近のできごと

2008年の米国発金融危機を契機に、アルゼンチンではそれまでの民間積立方式が廃止され、全て公的賦課方式に統一された。その際、それまで民間積立方式で年金基金運用会社に積み立てた個人勘定から

付加年金を受給していた年金受給者の取り扱いが問題となった。民間積立方式で年金を受給していたものは、再国営化以降公的賦課方式の付加年金の規定に基づいて年金を受給することとなった。この時点で、民間積立方式による個人積立金の運用成績は、世界金融危機の影響により悪化していたため、再国営化と賦課方式による年金支給に対して強い反対はみられず、唯一年金基金運用会社の労働組合が強硬な反対をしたのみであった。2015年末に発足したマクリ中道右派政権は、それまでの中道左派政権の規

制強化の方針を転換させ、規制緩和政策を採りつつある。しかし、2008年に国有化された年金制度は2016年2月時点で改革されておらず、中道左派政権が定めた枠組みが継続している。

.....

〈注〉

- i <http://www.desarrollosocial.gov.ar/pensiones/logros.asp> 2010/05/25閲覧。
- ii <http://library.pressdisplay.com/pressdisplay/viewer.aspx> 2016/02/27閲覧。